

## 議案第 4 1 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 5 項」に改める。

附則第 1 8 項中「第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項」を「第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで」に、「第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 3 項、第 4 4 項若しくは第 4 7 項」を「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 3 0 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 3 0 年法律第 4 9 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 8 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」とあるのは、「、第 4 8 項若しくは第 4 9 項」とする。